

医危第 522 号
令和 2 年 11 月 4 日

公益社団法人神奈川県病院協会長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

発熱等診療医療機関における初診に係る特別の料金の徴収について (通知)

日頃より、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和 2 年 3 月 5 日付け、保医発 0305 第 5 号により厚生労働省保健局医療課長及び同省歯科医療管理官通知「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について」により、第 3 15 200 床以上の病院の初診に関する事項 (2)「他の保険医療機関等からの紹介によらず、当該病院に直接来院した患者については初診に係る費用を徴収する。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合にあつては、この限りでない。」と記載されています。

この度、県が設置した発熱等診療予約センターから発熱診療等医療機関への紹介患者を受け入れる場合については、上記の「緊急その他やむを得ない事情」にあたることを厚生労働省に確認しましたので、初診に係る特別の料金の徴収は行わないようお願いいたします。

なお、同通知、第 3 15 (5)により、行政検査として新型コロナウイルス検査を実施する場合は、国の公費負担医療制度の受給対象者となるため、「やむを得ない事情がある場合」に該当し、初診に係る特別の料金の徴収を行うことは認められないものであることとなっておりますことを申し添えます。

つきましては、本通知について貴会員への周知をお願い申し上げます。

なお、公益社団法人神奈川県医師会長及び発熱診療等医療機関 (200 床以上の医療機関) 管理者あて別途通知しております。

【参考資料】

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和2年3月5日 保医初0305 第5号 厚生労働省保健局医療課長及び同省歯科医療管理官）

問合せ先

感染症対策グループ 村岡

電 話 045-210-4791（直）

ファクシミリ 045-633-3770